

# 旭川市議会会議録 第7号

---

○令和7年3月25日（火曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時24分

---

○出席議員（33名）

2番 横山 啓一  
3番 笠井 まなみ  
4番 あべ なお  
5番 中村 みなこ  
6番 江川 あや  
7番 上野 和幸  
8番 植木 だいすけ  
9番 小林 ゆうき  
10番 駒木 おさみ  
11番 皆川 ゆきたけ  
12番 たけいし よういち  
13番 石川 まさゆき  
14番 沼崎 雅之  
15番 まじま 隆英  
16番 高橋 紀博  
17番 品田 ときえ  
18番 塩尻 英明  
19番 高木 ひろたか  
20番 中野 ひろゆき

21番 えびな 安信  
22番 高橋 ひでとし  
23番 菅原 範明  
24番 佐藤 さだお  
25番 石川 厚子  
26番 能登谷 繁  
27番 高見 一典  
28番 金谷 美奈子  
29番 高花 えいこ  
30番 中村 のりゆき  
31番 安田 佳正  
32番 松田 卓也  
33番 福居 秀雄  
34番 杉山 允孝

---

○説明員

市	長	今津寛介
副市	長	中村寧
副市	長	菅野直行
副市	長	梶井正将
総合政策部	長	熊谷好規
いじめ防止対策推進部	長	石原伸広
行財政改革推進部	長	浅利豪
地域振興部	長	三宅智彦
総務部	長	和田英邦
税務部	長	金澤匡貢
市民生活部	長	樽井里美
福祉保険部	長	川邊仁
福祉保険部保険制度担当部	長	高田敏和
子育て支援部	長	向井泰子
保健所	長	鈴木直己
経済部	長	三宮元樹
土木部	長	富岡賢司
消防	長	河端勝彦
教育	長	野崎幸宏
社会教育部	長	佐藤弘康
水道事業管理者		佐藤幸輝
病院事業管理者		青木秀俊
市立旭川病院事務局	長	木村直樹
農業委員会事務局	長	太田智之
監査委員		大鷹明
監査事務局	長	酒井睦元

---

○事務局出席職員

議会事務局	長	稲田俊幸
議会事務局	次長	林上敦裕
議事調査課	長補佐	小川智之
議事調査課	書記	高橋理恵
議事調査課	書記	朝倉あゆみ

---

○会議録署名議員

7番	上野和幸
23番	菅原範明

---

## ○議事日程

日程第1 議案第44号ないし議案第95号

日程第2 議案第96号

---

## ○追加議事日程

日程第3 附帯決議案第1号 議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議について

日程第4 議案第97号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 議案第98号 旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第6 議案第99号 旭川市議会会議規則及び旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の読点の表記を改める規則の制定について

日程第7 議案第100号 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第101号 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第102号 旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第103号 議決変更について

日程第11 議案第104号 議員の行政調査派遣について

日程第12 議案第105号 議員の国内姉妹都市派遣について

日程第13 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について

日程第14 意見書案第1号 持続可能な学校の実現等を求める意見書について

日程第15 意見書案第2号 香害による健康被害の解決等を求める意見書について

日程第16 意見書案第3号 インボイス制度の廃止を求める意見書について

日程第17 意見書案第4号 北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求める意見書について

日程第18 意見書案第5号 障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書について

日程第19 意見書案第6号 下水道管の老朽化に対して総合的な支援を求める意見書について

---

## ○本日の会議に付した事件

- |  |        |
|--|--------|
| 1. 議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議   | (否決)   |
| 1. 議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案(動議)     | (否決)   |
| 1. 議案第44号 令和7年度旭川市一般会計予算について           | (原案可決) |
| 1. 議案第52号 令和7年度旭川市水道事業会計予算について         | (原案可決) |
| 1. 議案第53号 令和7年度旭川市下水道事業会計予算について        | (原案可決) |
| 1. 議案第45号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について   | (原案可決) |
| 1. 議案第67号 旭川市宿泊税条例の制定について              | (原案可決) |
| 1. 議案第78号 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | (原案可決) |
| 1. 議案第46号 令和7年度旭川市動物園事業特別会計予算について      | (原案可決) |

- 1. 議案第47号 令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第48号 令和7年度旭川市育英事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第49号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第50号 令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第51号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第54号 令和7年度旭川市病院事業会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第55号 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第56号 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第57号 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて (原案可決)
- 1. 議案第58号 旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第59号 旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について (原案可決)
- 1. 議案第60号 旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第61号 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について (原案可決)
- 1. 議案第62号 旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第63号 旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について (原案可決)
- 1. 議案第65号 旭川市条例の読点の表記を改める条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第66号 旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第68号 旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第69号 旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について (原案可決)
- 1. 議案第70号 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第71号 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第72号 旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について (原案可決)

1. 議案第73号 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第74号 旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第75号 旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第76号 旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第77号 旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第79号 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第80号 旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第81号 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第82号 市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第83号 旭川市工場立地法準則条例の制定について (原案可決)
1. 議案第84号 旭川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第85号 旭川市いじめ防止対策推進基金条例の制定について (原案可決)
1. 議案第86号 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第87号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第88号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第89号 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第90号 旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第91号 旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第92号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第93号 契約の締結について (原案可決)
1. 議案第94号 旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (原案可決)
1. 議案第95号 包括外部監査契約の締結について (原案可決)

- 1. 附帯決議案第1号 議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議について (否決)
- 1. 議案第96号 市道路線の認定について (原案可決)
- 1. 議案第97号 人権擁護委員の推薦について (可と答申決定)
- 1. 議案第98号 旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について (原案可決)
- 1. 議案第99号 旭川市議会会議規則及び旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の読点の表記を改める規則の制定について (原案可決)
- 1. 議案第100号 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第101号 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第102号 旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第103号 議決変更について (原案可決)
- 1. 議案第104号 議員の行政調査派遣について (原案可決)
- 1. 議案第105号 議員の国内姉妹都市派遣について (原案可決)
- 1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
  - 陳情第9号 旭川市徽章について (総務)
  - 陳情第12号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについて (総務)
  - 陳情第13号 市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組について (総務)
  - 陳情第10号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて (子育て文教)
  - 陳情第11号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて (子育て文教)
- 1. 意見書案第1号 持続可能な学校の実現等を求める意見書について (原案可決)
- 1. 意見書案第2号 香害による健康被害の解決等を求める意見書について (原案可決)
- 1. 意見書案第3号 インボイス制度の廃止を求める意見書について (否決)
- 1. 意見書案第4号 北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求める意見書について (否決)
- 1. 意見書案第5号 障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書について (原案可決)
- 1. 意見書案第6号 下水道管の老朽化に対して総合的な支援を求める意見書について (原案可決)

---

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、7番上野和幸議員、23番菅原範明議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、御配付申し上げます議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、議案第44号ないし議案第95号の令和7年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上52件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも予算等審査特別委員会にその審査を付託した案件であります。本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることといたします。

予算等審査特別委員会

委員長 24番 佐藤議員。

○佐藤さだお議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました議案第44号ないし議案第95号の令和7年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上52件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、3月5日に開会し、総務経済建設、民生子育て文教の2分科会を設置して付託議案を両分科会で分担し、3月5日から18日までの間、それぞれの分科会を8回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、3月18日に両分科会委員長から、それぞれ質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。その後、3月21日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

両分科会の審査経過及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただきます。直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第44号の令和7年度旭川市一般会計予算につきましては、民主・市民連合の江川委員外5名から修正案が提出され、議案第44号につきましては、民主・市民連合の高橋紀博委員から反対である旨の、議案第67号の宿泊税条例の制定につきましては、公明党の中野委員から

賛成である旨の、議案第44号、議案第45号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算、議案第52号、水道事業会計予算、議案第53号、下水道事業会計予算、議案第67号、議案第78号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の以上6件につきましては、日本共産党のまじま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、議案第44号の修正案につきましては、起立採決の結果、否決され、原案であります議案第44号につきましては、起立採決の結果、起立多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第45号、議案第52号、議案第53号、議案第67号及び議案第78号の以上5件につきましては、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定し、議案第46号ないし議案第51号、議案第54号ないし議案第66号、議案第68号ないし議案第77号及び議案第79号ないし議案第95号の以上46件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

○議長(福居秀雄) ここで、25番石川厚子議員外3名から、議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議が、また、2番横山議員外14名から、議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案がそれぞれ提出されておりますので、ただいま議題となっております議案52件に併せて議題といたします。

本動議について、順次、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

○能登谷 繁議員(登壇) 議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

石川厚子 能登谷 繁

賛成者は、旭川市議会議員

中村みなこ まじま 隆 英

以上、4名であります。

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議

令和7年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算については、次のとおり市長において組替えの上、再提出すべきである。

令和7年度旭川市一般会計予算において、物価高騰対策として福祉灯油や令和5年度学校給食費値上げ分の助成分が計上されず、公共施設のLED化が優先されており、物価高騰対策が不十分と言わざるを得ない。物価高騰下においては、公共施設を整備することより、福祉灯油や令和5年度学校給食費値上げの分の助成分など市民生活への施策が求められている。

また、令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計において、水道料金及び下水道使用料の減免制度の見直しは、これに係るパブリックコメントに対し、157件の意見のうち、125件が反対

意見であることなど、市民に対して説明責任を果たしているとは言えない。年金受給額が下がり、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯、光熱水費を含む生活保護基準の引下げに苦しむ生活保護世帯など、こういった生活弱者に対して、水道料金及び下水道使用料の減免制度を縮小、廃止することは見直すべきである。

さらに、令和7年度旭川市一般会計予算においては、永山取水施設等の日本製紙株式会社及び北海道旅客鉄道株式会社の使用に係る行政財産使用料については、令和7年度分で7千431万3千円にもなり、これを全額免除することは、本市の自主財源確保や負担の公平性の立場から整合性が保たれない。

さらに、東光スポーツ公園整備費4千302万8千円及び花咲スポーツ公園再整備費4千548万4千円については、2館同時に令和12年度にオープンすることに対する財政的な裏付けが不明である。また、花咲スポーツ公園新アリーナ整備については、官民連携導入可能性調査の決定が議会で報告することなく行われたことは、議会軽視と言わざるを得ず、東光スポーツ公園整備費及び花咲スポーツ公園再整備費に係るアリーナ整備について、両方の整備が必要であるかの市民合意が形成されているとは言えない。

さらに、宿泊税については、課税ありきで進んでおり、課税額1泊200円や用途の根拠が明確にされていない。また、事業者が望む課税免除基準もなく、宿泊弱者対策が講じられておらず、事業者から要望書が提出されるなど合意形成がなされていない。

さらに、東旭川学校給食センター調理業務委託料に係る債務負担行為として令和8年度から令和10年度までの3年間で5億4千690万円を限度額として設定しようとしている。東旭川学校給食センターの調理業務を委託しようとするものであるが、委託が優位である根拠が示されず、委託を行う過程が議会へ報告されていないことについては議会軽視である。

よって、市長においては、一般会計予算において、物価高騰対策として福祉灯油、令和5年度学校給食費の値上げ分に係る助成分を予算計上し、予算計上されている東光スポーツ公園整備費及び花咲スポーツ公園再整備費、宿泊税課税準備費、宿泊税導入準備費、東旭川学校給食センター調理業務委託料の債務負担行為を減額するよう予算を組み替え、永山取水施設等については、その使用料を計上し、また、水道事業会計及び下水道事業会計においては、水道料金及び下水道使用料の減免を据え置くための予算を計上した上で、令和7年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算を再提出すべきである。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、高見議員。

○高見一典議員（登壇） 議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

横	山	啓	一	江	川	あ	や	上	野	和	幸
植	木	だい	すけ	塩	尻	英	明	高	見	一	典
金	谷	美	奈子								

賛成者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      小 林    ゆ う き                      ま じ ま    隆    英  
高 橋 紀 博                      品 田    と き え                      高 木    ひ ろ た か  
石 川 厚 子                      能 登 谷                      繁

以上、15名であります。

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算の一部を次のように修正する。

予算書の第1条第1項中「1千801億4千万円」を「1千802億4千890万2千円」に修正する。それに伴って、第1表歳入歳出予算の一部を、「1歳入」、「2歳出」の表で示したとおり修正する。

以下、その趣旨を簡潔に説明いたします。

令和7年度旭川市一般会計予算は、市民の安心と未来への投資両立予算を掲げた予算です。だからこそ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の臨時的な性質を考え、市民の負担軽減が最優先事項であると捉えます。しかしながら、給食費の保護者負担は実質的には値上がりすることとなるため、負担を軽減するために、子ども基金を取り崩してでも、給食費の保護者負担の上昇を抑えるべきと考え、議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案を提案いたします。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

高橋紀博議員。

○高橋紀博議員（登壇） 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算に反対の立場で討論します。

以下、簡潔に理由を述べます。

令和7年度旭川市一般会計予算における物価高騰対策における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の有効的な活用を考えると、市民の負担軽減が最優先事項であると捉えます。

しかしながら、令和7年度一般会計予算においては、この間、公費負担としてきた物価上昇に伴う給食費の増額分の一部を保護者に負担を求める予算となっています。

給食費の無償化については、今国会でも議論が進められており、無償化を実施する自治体は6年で7倍に増え、子育て支援の一環として給食費を無償化にする動きは広がっているといった実情が文部科学省の調査で明らかになっています。そういった状況下において、給食費のさらなる保護者負担増には賛成できません。

よって、給食費の保護者負担を軽減するために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できないとする予算案に対し、提出した修正案にあるとおり、子ども基金を取り崩してでも物価高騰に苦しむ保護者負担の上昇を抑えるべきと考え、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算に反対します。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、駒木議員。

○駒木おさみ議員（登壇） 今定例会に提出されている議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、公明党会派を代表して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

このたび、第1回定例会の議案として提出された旭川市宿泊税条例の制定についてであります。条例提案及び宿泊税導入に至った経緯として、分科会質疑の答弁では、厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するための様々な取組を拡充して行うためには、新たな財源の確保が必要であり、観光スポーツ部において新たな観光財源の検討を始めるとともに、本市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対して諮問を行い、宿泊事業者を含む観光関連事業者等で構成された部会を設け、検討した結果、宿泊税による確保がおおむね妥当という答申を受けたことを踏まえて、宿泊税の導入を検討するに至ったものという趣旨のお答えがありました。

また、その答申に基づく制度案につきましては、宿泊事業者への説明会を実施したほか、同じく、アンケート調査、制度案及び条例案に対するパブリックコメントをそれぞれ実施したほか、関係団体との意見交換会を実施するなど、広く御意見を募り、今回の議案提案に至ったものとありました。

一方、令和7年2月3日、旭川ホテル旅館協同組合から、法定外目的税、（仮称）宿泊税に関する要望書が自民党・市民会議及び公明党の与党会派に提出され、その同日、同団体と、市側もオブザーバーとして参加し、意見交換も行いました。その際、同団体からは、宿泊税の導入については大きな反対の声はほとんどなく、宿泊税の導入には理解を示しつつも、特別徴収義務者となる宿泊事業者における徴収業務等の事務的負担への支援策や、宿泊施設の充実及び宿泊者の満足度向上に向けた財源として宿泊税が活用されることを望むという意見が最も多かったところであります。また、スポーツ大会や文化系の大会などに参加する子どもたち、地方からの通院や入院の付添いのほか、ビジネス目的の長期宿泊者に対する支援策についても強い要望がありました。

そこで、先行自治体の交付金制度の事例などを挙げて、宿泊税導入後の対応について市の見解をお聞きしたところ、宿泊事業者に対する説明会を、来年度、複数回実施することで徴収業務の負担軽減を図ってまいりたいと考えていることや、北海道の宿泊税においても、制度導入後5年間は期限内に申告納入された宿泊税の3.5%を交付する方向で調整されていることから、本市においても、先行自治体や道内自治体の状況を踏まえながら交付金の制度の検討を進めていくと述べられました。

加えて、宿泊税の導入に当たっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者の協力が必要不可欠となりますことから、引き続き、観光スポーツ部と連携を図りながら、よりよい制度となるよう、宿泊事業者からの意見に対してもしっかりと耳を傾けていく必要があるものと認識しているとの答弁があり、広く関連事業者の理解を得ながら様々な対応を考えていく旨の認識が示されました。

改めてではありますが、本市の厳しい財政状況の中、さらなる観光振興策を推進し、インバウンドを含む交流人口等の獲得を進めながら、観光消費の拡大による市内経済の活性化を図ることは喫緊の課題でもあることから、議会答弁があった内容について、確実な検討と実施を再度求めておきたいと思っております。

以上、議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、公明党を代表しての賛成意見とさせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 日本共産党を代表して、議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議に賛成し、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算、議案第52号、令和7年度旭川市水道事業会計予算、議案第53号、令和7年度旭川市下水道事業会計予算について反対する立場で、意見を述べます。

一般会計予算には、私たち会派や市民が求めていた子ども医療費助成について18歳まで無料と拡充すること、補聴器購入に対する助成制度を100人に拡充することは評価いたします。

一方で、水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについて、年金が下がり、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯、光熱水費を含む生活保護基準引下げで苦しむ生活保護世帯、こういった生活弱者に対して、水道料金、下水道使用料の減免制度を縮小、廃止することは容認できません。

永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、新年度の日本製紙株式会社分とJR北海道2社分合計で、使用料7千431万3千480円、全額免除しています。市民要望、住民サービス増進のための自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は、負担の公平性からも適切なものとは言えません。

次に、物価高騰対策については、福祉灯油が計上されず、公共施設のLED化が優先されています。公共施設の整備より市民の懐を暖める施策が求められています。

東光スポーツ公園と花咲スポーツ公園整備については、2館同時に令和12年度にオープンするという財政的な裏づけが不明です。また、花咲スポーツ公園整備については、官民連携手法の決定が議会に報告もなく行われたことから、議会軽視と言わざるを得ません。

学校給食費については、過年度の令和5年度を引き合いに、令和7年度の給食費値上げ分を公費負担すると述べていますが、誤解を生じさせる表現を行うのは厳に慎むべきです。

また、旭川市の令和7年度の学校給食費の値上げ幅は、道内主要10市の中でも4番目に高いことから、主たる原因である加工品の使用割合を変えていくことが必要です。

東旭川学校給食センター調理業務委託運営費については、民間委託が優位という根拠は質疑の中で見つかりませんでした。さらには、民間委託化の過程が議会に報告されることなく進んできたことは、議会軽視であり、大きな問題です。

また、議案第45号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算、議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、議案第78号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についても反対をいたします。

以下、簡潔に理由を述べます。

国民健康保険制度については、新年度に、夫婦及び子ども1人の3人世帯、所得230万円では保険料が7千460円引き上がることが明らかになりました。現在の物価高騰の下で市民生活に大きな影響を与えることにつながり、賛成できません。また、国保料を道内で統一すべきではありません。

宿泊税については、宿泊業者との合意形成がなく、一律定額制への根拠も不透明であり、さらに、集めた額の使途が不明であり、課税ありきで進んでおり、時期尚早です。

以上の理由から、日本共産党は、議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算、議案第52号令和7年度旭川市水道事業会計予算、議案第53号令和7年度旭川市下水道事業会計予算に対する組

替え動議に賛成し、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算、議案第52号、令和7年度旭川市水道事業会計予算、議案第53号、令和7年度旭川市下水道事業会計予算については、反対します。

あわせて、議案第45号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算、議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、議案第78号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についても反対をいたします。

以上です。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、25番石川厚子議員外3名から提出されております議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議について、電子表決システムにより採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本動議は、否決されました。

次に、2番横山議員外14名から提出されております議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算に対する修正案について、電子表決システムにより採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本動議は、否決されました。

次に、組替え動議及び修正案の原案であります議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長(福居秀雄) 次に、組替え動議の原案であります議案第52号及び議案第53号の令和7年度旭川市水道事業会計予算、下水道事業会計予算の以上2件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号、議案第67号及び議案第78号の令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算、宿泊税条例の制定、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の以上3件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号ないし議案第51号、議案第54号ないし議案第66号、議案第68号ないし議案第77号及び議案第79号ないし議案第95号の以上46件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第3、附帯決議案第1号、議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議についてを議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第3、附帯決議案第1号、議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 附帯決議案第1号、議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ 能 登 谷 繁

賛成者は、旭川市議会議員

ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子

以上、4名であります。

議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議

本市の宿泊税については制度設計上未成熟であり、その課税額や使途の根拠が明確ではないことや、宿泊事業者から十分な合意が得られていないことなど拙速な部分があることが予算審議の中で明らかとなった。

宿泊税の課税額1泊200円や使途の根拠を明確にすることのほか、宿泊弱者対策を定めることや宿泊事業者と十分な合意形成を図るなど、課題を整理した上で実施すること。

以上、決議する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 日本共産党は、議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議に賛成します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

宿泊税の使途について、旭川観光基本方針に基づく事業に充当するとして、条例案の可決後、具

体的な事業の検討を行うとのことで、使途については示されておりません。宿泊税の課税の根拠として、観光の振興に関する事業に必要な経費を充てるためと記されているだけで、具体例が示されておりません。

また、税額を200円とした積算根拠についても、観光基本方針で掲げている施策実施や事業費におおむね3億円から4億円の費用が必要であることから算出したということで、200円の積算根拠も示されませんでした。

さらに、旭川市宿泊税条例（案）骨子には、宿泊税の目的について、地方税法第5条第7項及び旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき、宿泊税を課すると記されていますが、提案されている宿泊税条例では、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課すると記されているだけで、旭川市観光振興条例第12条の規定に基づきという文言が抜けています。

ちなみに、観光振興条例の第12条には、「市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と記されています。必要な財政上の措置を講ずるのは市であって、宿泊客、観光客ではありません。

旭川ホテル旅館協同組合の皆さんから要望を受け、宿泊弱者対策がないと指摘されていますが、その対策についても示されておりません。宿泊事業者との合意形成についても図られているとは到底思えません。

以上の課題を整理するよう求めた議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議に賛成いたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄） 日程第2、議案第96号、市道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第4、議案第97号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。  
本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長(今津寛介) 議案第97号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員安西佐都子氏、奥山由紀子氏、佐伯教道氏、高木常光氏、早坂逸人氏及び吉崎隆氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、小林史人氏を新たに、安西佐都子氏、奥山由紀子氏、佐伯教道氏、早坂逸人氏及び吉崎隆氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

小林史人氏は、平成2年3月、中央大学法学部を卒業された後、平成13年10月に弁護士登録され、旭川弁護士会に所属、同弁護士会会長を務められ、現在も弁護士として活躍されている方でございます。

安西佐都子氏は、平成2年3月、西日本高等和裁専門学校を卒業され、現在は有限会社小杉和裁製縫に勤務される傍ら、令和4年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

奥山由紀子氏は、平成16年9月、明星大学人文学部を卒業され、旭川市女性相談室・配偶者暴力相談支援センター女性相談員を務められた後、現在は、北海道公立学校スクールカウンセラーとして、さらに、令和元年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

佐伯教道氏は、昭和50年3月、大正大学文学部を卒業され、現在は、宗教法人浄道寺の住職をされる傍ら、保護司として、さらに平成19年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

早坂逸人氏は、昭和53年3月、北海道教育大学旭川分校を卒業後、教職に就かれ、旭川市立末広小学校校長、旭川市立西御料地小学校校長などを歴任され、現在は、保護司として、さらに、令和元年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

吉崎隆氏は、昭和53年3月、北海道教育大学旭川分校を卒業後、教職に就かれ、旭川市立神楽岡小学校校長、旭川市立知新小学校校長、旭川市PTA連合会事務局長などを歴任され、現在は、保護司として、さらに、令和元年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

ただいま申し上げました6名の方々は、人格、識見ともに優れ、また、人権の擁護に深い理解と関心をお持ちで、人権擁護委員として適任であると考えますので、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可と答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可と答申することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第5、議案第98号、旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案については、オンラインによる方法での質問に関する規定を整備する等のため、会議規則の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第6、議案第99号、旭川市議会会議規則及び旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の読点の表記を改める規則の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、本市の公用文における読点の表記が改められるため、会議規則及び会議規則の一部を改正する規則の読点の表記を改めようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第7、議案第100号、旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、事務分掌条例の一部改正に伴い、また、オンラインによる方法での委員会の開会方法など、所要の規定を整備するため、委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第8、議案第101号、旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う罰則規定の改定など、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第9、議案第102号、旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、市職員の旅費に関する条例の改正に伴い、議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときの旅費の支給について、日当及び宿泊料を除き、改正前の同条例に定める旅費の種類及び額とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第10、議案第103号、議決変更についてを議題といたします。

本案につきましては、本市の公用文における読点の表記が改められるため、専決処分事項の指定についての読点の表記を改めようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第11、議案第104号、議員の行政調査派遣についてを議題といたします。

本案につきましては、本市議会として積極的な政策立案を目的として、他都市の先行事例を調査するため、議員を派遣しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容につきまして、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第12、議案第105号、議員の国内姉妹都市派遣についてを議題といたします。

本案につきましては、本市と鹿児島県南さつま市が姉妹都市提携10周年を迎えるに当たり、同市で開催される記念式典に参加し、両市の友好関係の促進及び充実に資することを目的として、議員を派遣しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第13、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、御配付申上げております日程第13付表のとおり、総務、子育て文教両常任委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも両委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも両委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたし

ました。

○議長（福居秀雄） 日程第14、意見書案第1号、持続可能な学校の実現等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

横山議員。

○横山啓一議員（登壇） 意見書案第1号、持続可能な学校の実現等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

横 山 啓 一

以下、敬称を略させていただきます。

江 川 あ や	上 野 和 幸	植 木 だいすけ
小 林 ゆ う き	高 橋 紀 博	品 田 と き え
塩 尻 英 明	高 木 ひろたか	高 見 一 典
金 谷 美 奈 子		

以上、11名であります。

#### 持続可能な学校の実現等を求める意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びに大きな支障を来している。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法の時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）適用の教員については上限規制が守られていない状況が放置されている。

骨太方針2024では、中央教育審議会の審議のまとめを踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進め、また、2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしている。

学校の働き方改革の前進を図るとした骨太方針が実現されたとしても、長時間労働是正には不十分であり、教職員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教職員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定、実施すべきである。そのためには、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、教職員の長時間労働是正に資し、学校の働き方改革推進につながるよう、次の事項の実施を求める。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、部活動の地域移行実施に当たっては、人の配置や確保も含めた推進に必要な財源確保等を行うことや、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うことなど、国として具体的な業務削減策を示すこと。
- 2 教職員定数を改善すること。

3 教職員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても自発的勤務と評価される現状を改善するよう、法制度の整備を行うこと。

4 勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第15、意見書案第2号、香害による健康被害の解決等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

江川議員。

○江川あや議員（登壇） 意見書案第2号、香害による健康被害の解決等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

江 川 あ や                      上 野 和 幸                      高 橋 紀 博  
品 田 と き え                      高 見 一 典                      金 谷 美 奈 子

以上、6名であります。

#### 香害による健康被害の解決等を求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤を始めとした合成洗剤、柔軟剤、消臭剤等に含まれる揮発性有機化合物によって、頭痛、めまい、胃腸症状、呼吸障害等の体調不良を訴える人が増加している。

「香害」の言葉でも表現される「新たな環境汚染」として、毎月第1土曜日に「#香害は公害」ツイッターデモも行われ、2021年8月には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が5省庁連名で香害に関するポスターを作成した。また、2022年8月には香害をなくす議員の会も発足し、2024年1月には香害をなくす議員の会、香害をなくす連絡会、カナリア・ネットワーク全国の連名で、業界団体や企業に対してマイクロカプセル香料の長続き製法の見直し

を求める8, 889名の署名が提出された。少しずつ取組は進んでいるが、健康被害を訴える人は減る気配がなく、香害を起因とした労働災害等の訴えも出始めている。

この問題の根幹は、付加価値として香りや抗菌を時間差で揮発させ長続きさせる揮発性有機化合物が含まれた日用品であるにもかかわらず、その揮発性有機化合物の安全性の評価が日用品であるために調査されないことで、健康被害の実態解明が行われない部分にある。日常的に販売されている日用品の使用が自らの健康被害につながり、他者の健康を害することは、消費者には想像もできない。だからこそ、企業の社会的責任の観点から揮発時の安全性調査は必要である。

よって、政府においては、予防原則の観点から消費者の健康で安心な暮らしを守るため、次の事項を実施するよう要望する。

- 1 日用品に含まれる香料等の揮発性有機化合物についても、安全性の調査を行うよう基準の策定を検討すること。
- 2 健康被害の実態解明に向けて調査を検討すること。
- 3 特に、子供たちの過ごす公共空間における室内空気環境について調査を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第16、意見書案第3号、インボイス制度の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 意見書案第3号、インボイス制度の廃止を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      ま じ ま   隆   英                      石 川   厚   子

能 登 谷 繁

以上、4名であります。

#### インボイス制度の廃止を求める意見書

2023年10月に消費税のインボイス制度が導入されたが、新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による事務量の増大などが小規模事業者やフリーランスの負担となっている。

日本商工会議所と東京商工会議所が行った中小企業におけるインボイス制度の実態調査において、免税事業者からインボイス登録した事業者のうち54.9パーセントが減収したと回答している。また、制度導入により約半数がコストが増加した、約8割が事務負担が増加したと回答した。そして、民間団体のインボイス制度を考えるフリーランスの会が行った実態調査では約7,000人から回答があり、回答者の9割超が「制度の見直しや中止を望む」としている。

全国の2024年に休業・廃業、解散した企業は2023年比で1万件の大幅増となり、原材料費やエネルギー価格等の高騰によって、事業者を取り巻く環境は厳しさを増している。こうした中、免税事業者がインボイス登録した場合に納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」が2026年9月末に終了予定であり、今後、小規模事業者やフリーランスへの負担増が見込まれている。また、消費税増税の一方で、2003年から2024年にかけて法人税実効税率が40.87パーセントから29.74パーセントに引き下げられている。2023年度の国の歳入決算によれば、法人税収が約16兆円に対し、消費税収は約23兆円にも達しており、税の公平な負担の在り方が根本から問われている。

よって、政府においては、小規模事業者やフリーランスとして働く人々の過度な負担となり、事業の継続を危うくしているインボイス制度を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第17、意見書案第4号、北海道庁の部課長会による政治資金パーティ

一券購入について実態調査等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 意見書案第4号、北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、敬称は略しますが、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      ま じ ま   隆   英                      石 川   厚   子  
能 登 谷                      繁

以上、4名であります。

北海道庁の部課長会による政治資金パーティー券購入について実態調査等を求める意見書

北海道庁の課長級以上の職員で構成される親睦団体の部課長会が、メンバーの同意なく会費から国会議員の政治資金パーティー券を購入していたことが報道により明らかになった。

鈴木直道知事は記者会見で、2024年度に部課長会費から22枚購入していることを公表した。しかし、全庁的な調査については実施を否定している。

北海道庁には1995年10月に不正経理問題が発覚した負の歴史がある。過ちを繰り返さないために、内規として改善プログラムが整備された。このプログラムには、職場でのパーティー券の購入、あっせんは個人的なもの、部課長会費も含め一切禁止すると記されている。

専門家からは、政治資金規正法は公務員が自分の意思でパーティー券を購入するのは禁じていないが、部課長会費のように複数のメンバーが出し合った資金から各人の承諾を得ずに購入すること、上司の裁量で同意を得ず本人の意思に反して買わせることは、同法の規定に反するおそれがあると指摘されている。

今、必要なのは、自らを律するために改善プログラムを作った原点に戻ることはないか。北海道庁においては、再び道民の信頼を失うようなことがあってはならない。

よって、北海道においては、次の措置を講ずるよう求める。

- 1 部課長会による政治資金パーティー券購入について、実態調査と結果の公表を行うこと。
- 2 メンバーの同意なく部課長会費から購入したことが事実と確認された場合は、部課長会に対し、疑念を招く行為の取りやめ及び再発防止の確立に向けて誠心誠意取り組むよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第18、意見書案第5号、障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

笠井議員。

○笠井まなみ議員(登壇) 意見書案第5号、障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略します。

提出者は、旭川市議会議員

笠井まなみ	あべなお	たけいし	よういち
石川まさゆき	沼崎雅之	えびな	安信
高橋ひでとし	菅原範明	佐藤	さだお
松田卓也	杉山允孝		

以上、11名であります。

障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書

障がい福祉に係る各種行政手続の際、当事者や保護者が膨大な書類の作成を行わなければならない実態がある。特に、障がいの程度やライフステージの変化に伴い利用するサービスが変わる際、その所管が市町村から都道府県になり、既に市町村に提出した書類と同内容のものを異なる書式で都道府県に提出しなければならないなど、手続が煩雑で大きな負担となっている。

こども家庭庁においては、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいるところであり、保育や母子保健の分野ではDXによる自治体間で情報を連携するシステムの構築が図られている。

よって、国においては、障がい福祉の分野においても行政手続の切れ目のない対応を行うため、自治体間連携の一層の推進を支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。(降壇)

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。



○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

---

閉会 午前11時24分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員